浄化センター汚泥棟機械設備更新工事条件付き一般競争入札の公告

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第１項の規定により、浄化センター汚泥棟機械設備更新工事の請負について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和８年１１月４日

寒河江市長　　齋　藤　真　朗

１　入札に付する事項

(1)　工　事　名　　浄化センター汚泥棟機械設備更新工事

(2)　工事の場所　　寒河江市大字日田字前野２００番地
寒河江市浄化センター

(3)　工事の種類　　機械器具設置工事

(4)　工事の概要　　浄化センター汚泥棟機械設備の更新工事
・No1.2 空気圧縮機
オイルレスコンプレッサー2 台：更新
・No2 汚泥貯留タンク投入弁
濃縮汚泥投入弁１台：更新

(5)　工　　期　　契約締結の翌日から令和９年３月３１日

２　入札の場所及び入札日時

(1)　入札場所　　寒河江市上下水道課事務所　２階会議室

(2)　入札日時　　令和８年１１月１８日（水）午前１０時００分

３　入札参加の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。

(2)　寒河江市契約に関する規則（平成９年市規則第１２号）第２５条第２項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3)　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の建設業の許可のうち、当該工事に対応する特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

(4)　終末下水処理場設備の新設又は改修工事の施工経験を有する主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者に限る。）を対象工事に配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は兼務できるものであること。

(5)　寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6)　東北管内に本社又は営業所（建設業法第７条第１号による経営業務の管理責任者を置く営業所）を有する者であること。

4　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等

寒河江市大字西根字上川原１０番地　寒河江市上下水道課経営企画係

電話番号　０２３７－８６－８５１１

5　入札参加申請書等

入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加願書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認に必要な書類を、次に掲げる期間内に提出するものとする。

(1)　受付期間　　令和８年１１月４日から令和８年１１月９日まで（市の休日を除く。）

(2)　受付時間　　午前９時から午後５時（正午から午後１時までを除く。受付期間の最終日にあっては午後４時。）まで

(3)　受付場所　　寒河江市上下水道課　経営企画係

6　入札保証金及び契約保証金等

(1)　入札保証金　　免除する。

(2)　契約保証金　　寒河江市契約に関する規則第５条の規定に基づく寒河江市建設工事請負契約約款第４条による保証(保証金額は、契約金額の１０分の１に相当する額とする。)を付すること。

7　その他

(1)　この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。

(2)　積算内訳書の提出を要する。

(3)　詳細については、入札説明書による。